

岩手県告示第392号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成30年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成30年9月1日
- 2 申請期間 平成30年4月27日から同年7月10日まで
- 3 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

公示番号 一区第1号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市川尻及び種市地先（岸種市）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯40度25.188分、東経141度42.781分  
イ点 北緯40度25.226分、東経141度42.866分  
ウ点 北緯40度25.048分、東経141度43.023分  
エ点 北緯40度24.769分、東経141度43.186分  
オ点 北緯40度24.528分、東経141度43.349分  
カ点 北緯40度24.527分、東経141度43.207分

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第18地割、第20地割から第29地割まで及び第31地割から第33地割まで

公示番号 一区第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市宿戸地先（大浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度22.101分、東経141度45.636分  
イ点 北緯40度22.163分、東経141度45.916分  
ウ点 北緯40度21.715分、東経141度46.084分  
エ点 北緯40度21.655分、東経141度45.811分

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第3地割から第7地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	あわび垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市夏井町夏井地先 (夏井)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.643分、東経141度49.836分

イ点 北緯40度12.467分、東経141度49.900分

ウ点 北緯40度12.448分、東経141度49.791分

エ点 北緯40度12.619分、東経141度49.693分

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先 (久慈浜)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.187分、東経141度48.953分

イ点 北緯40度12.184分、東経141度49.165分

ウ点 北緯40度12.076分、東経141度49.163分

エ点 北緯40度12.079分、東経141度48.952分

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市長内町二子地先 (二子)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.063分、東経141度48.497分

イ点 北緯40度11.145分、東経141度48.515分

ウ点 北緯40度11.060分、東経141度49.137分

エ点 北緯40度10.980分、東経141度49.120分

2 地元地区 久慈市

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先 (大尻湾内)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.036分、東経141度49.370分

イ点 北緯40度10.914分、東経141度49.896分

ウ点 北緯40度10.822分、東経141度49.860分

エ点 北緯40度10.944分、東経141度49.334分

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
--	-------------	---

(2) 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先（大尻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.573分、東経141度50.537分

イ点 北緯40度10.883分、東経141度50.950分

ウ点 北緯40度10.640分、東経141度51.275分

エ点 北緯40度10.344分、東経141度50.883分

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第8号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（北野田）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.345分、東経141度51.307分

イ点 北緯40度6.735分、東経141度52.308分

ウ点 北緯40度6.397分、東経141度52.149分

エ点 北緯40度6.273分、東経141度52.635分

オ点 北緯40度5.876分、東経141度52.440分

カ点 北緯40度6.278分、東経141度50.890分

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件 ア、イ、エ、オ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃

	ほたてがい垂下式養殖業	〃
--	-------------	---

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（南野田）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度6.159分、東経141度50.978分

イ点 北緯40度5.816分、東経141度52.432分

ウ点 北緯40度5.362分、東経141度52.236分

エ点 北緯40度5.731分、東経141度50.951分

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第10号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（玉川）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.532分、東経141度50.944分

イ点 北緯40度5.185分、東経141度52.292分

ウ点 北緯40度3.949分、東経141度52.812分

エ点 北緯40度3.757分、東経141度52.639分

オ点 北緯40度3.473分、東経141度51.829分

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第11号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（大根崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.380分、東経141度52.431分
- イ点 北緯40度4.048分、東経141度53.481分
- ウ点 北緯40度4.118分 東経141度53.678分
- エ点 北緯40度3.396分、東経141度54.527分
- オ点 北緯40度2.617分 東経141度53.121分
- カ点 北緯40度3.051分、東経141度52.818分
- キ点 北緯40度3.161分、東経141度52.970分
- ク点 北緯40度3.379分、東経141度52.767分
- ケ点 北緯40度3.273分、東経141度52.618分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにアとイ、ウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第12号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（宇留部）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度2.452分、東経141度53.209分
- イ点 北緯40度2.513分、東経141度53.767分
- ウ点 北緯40度3.157分、東経141度54.896分
- エ点 北緯40度1.974分、東経141度55.906分
- オ点 北緯40度1.027分、東経141度54.660分
- カ点 北緯40度1.407分、東経141度54.055分
- キ点 北緯40度1.737分、東経141度53.779分
- ク点 北緯40度1.742分、東経141度53.842分
- ケ点 北緯40度1.952分、東経141度53.697分
- コ点 北緯40度1.915分、東経141度53.625分
- サ点 北緯40度2.356分、東経141度53.256分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件 ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第13号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.694分、東経141度55.066分

イ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分

ウ点 北緯40度0.936分、東経141度56.180分

エ点 北緯40度0.692分、東経141度55.979分

オ点 北緯40度0.710分、東経141度55.878分

カ点 北緯40度0.624分、東経141度55.820分

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村羅賀地先（羅賀）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度56.548分、東経141度57.225分

イ点 北緯39度56.516分、東経141度57.350分

ウ点 北緯39度56.382分、東経141度57.381分

エ点 北緯39度56.346分、東経141度57.752分

オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分

カ点 北緯39度55.760分、東経141度57.936分

キ点 北緯39度55.702分、東経141度57.193分

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件 ア、エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先(大須賀)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度55.592分、東経141度57.317分

イ点 北緯39度55.653分、東経141度57.565分

ウ点 北緯39度55.709分、東経141度57.868分

エ点 北緯39度55.285分、東経141度57.997分

オ点 北緯39度55.118分、東経141度57.399分

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件 ア、ウ、エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第103号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先(島越)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度54.782分、東経141度57.237分

イ点 北緯39度54.991分、東経141度58.032分

ウ点 北緯39度53.556分、東経141度58.490分

エ点 北緯39度53.516分、東経141度58.167分

オ点 北緯39度53.738分、東経141度58.056分

カ点 北緯39度53.714分、東経141度57.816分

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第104号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先(小本)



(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度51.603分、東経141度58.878分
- イ点 北緯39度51.584分、東経141度59.292分
- ウ点 北緯39度50.835分、東経141度59.487分
- エ点 北緯39度50.779分、東経141度59.061分

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第105号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先（茂師）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度50.394分、東経141度59.129分
- イ点 北緯39度50.365分、東経141度59.647分
- ウ点 北緯39度49.844分、東経141度59.748分
- エ点 北緯39度49.921分、東経141度59.223分

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第106号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老芦沢地先（芦沢）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度49.530分、東経141度59.611分
- イ点 北緯39度49.520分、東経141度59.800分
- ウ点 北緯39度49.230分、東経141度59.781分
- エ点 北緯39度49.239分、東経141度59.590分

2 地元地区 宮古市田老字撰待及び下閉伊郡岩泉町小本字小成

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第107号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老水沢地先 (かるまん崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度49.186分、東経141度59.634分

イ点 北緯39度49.183分、東経141度59.823分

ウ点 北緯39度47.647分、東経141度59.889分

エ点 北緯39度47.350分、東経141度59.484分

オ点 北緯39度48.059分、東経141度59.384分

カ点 北緯39度48.063分、東経141度59.469分

キ点 北緯39度48.323分、東経141度59.438分

ク点 北緯39度48.317分、東経141度59.348分

ケ点 北緯39度48.784分、東経141度59.282分

コ点 北緯39度48.784分、東経141度59.479分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第108号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老小港地先（真崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度46.177分、東経141度59.941分

イ点 北緯39度46.248分、東経142度0.573分

ウ点 北緯39度45.288分、東経142度0.441分

エ点 北緯39度45.285分、東経142度0.162分

オ点 北緯39度45.451分、東経142度0.079分

カ点 北緯39度45.490分、東経141度59.810分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第109号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老沢尻地先（沢尻）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度44.604分、東経141度59.576分

イ点 北緯39度44.457分、東経142度0.229分

ウ点 北緯39度43.862分、東経142度0.036分

エ点 北緯39度43.940分、東経141度59.278分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第110号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老柵内地先(柵内)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度43.234分、東経141度59.415分

イ点 北緯39度43.252分、東経141度59.811分

ウ点 北緯39度42.018分、東経141度59.598分

エ点 北緯39度42.021分、東経141度59.389分

オ点 北緯39度42.592分、東経141度59.454分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第111号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老柵内地先(柵内)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度42.320分、東経141度58.740分

イ点 北緯39度42.357分、東経141度59.332分

ウ点 北緯39度41.929分、東経141度59.215分

エ点 北緯39度42.057分、東経141度58.710分

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第112号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先（赤島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度42.014分、東経141度58.790分

イ点 北緯39度41.892分、東経141度59.217分

ウ点 北緯39度41.725分、東経141度59.178分

エ点 北緯39度41.735分、東経141度59.126分

オ点 北緯39度41.439分、東経141度58.980分

カ点 北緯39度41.424分、東経141度58.533分

2 地元地区 宮古市崎山及び崎鉾ヶ崎

3 条件 イ、ウ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第113号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先（宿）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度41.452分、東経141度58.097分

イ点 北緯39度41.484分、東経141度58.281分

ウ点 北緯39度41.404分、東経141度58.341分

エ点 北緯39度41.335分、東経141度58.188分

2 地元地区 宮古市崎山及び崎鉾ヶ崎

3 条件 ウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第114号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
--	----------	---

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先(潮吹)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度41.003分、東経141度59.436分

イ点 北緯39度40.976分、東経141度59.583分

ウ点 北緯39度40.564分、東経141度59.364分

エ点 北緯39度40.597分、東経141度59.231分

2 地元地区 宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第115号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山及び鉾ヶ崎地先(日出島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度40.225分、東経141度58.698分

イ点 北緯39度40.205分、東経141度58.977分

ウ点 北緯39度40.034分、東経141度59.336分

エ点 北緯39度39.237分、東経141度59.189分

オ点 北緯39度39.253分、東経141度58.772分

カ点 北緯39度39.636分、東経141度58.803分

キ点 北緯39度39.641分、東経141度58.659分

2 地元地区 宮古市崎山、崎鉾ヶ崎、鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

3 条件 ウ、エ、オ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第116号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市鉾ヶ崎地先(臼木)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.591分、東経141度58.733分

イ点 北緯39度38.520分、東経141度58.786分

ウ点 北緯39度38.503分、東経141度58.739分

エ点 北緯39度38.447分、東経141度58.785分

オ点 北緯39度38.417分、東経141度58.591分

カ点 北緯39度38.501分、東経141度58.531分

キ点 北緯39度38.526分、東経141度58.542分

2 地元地区 宮古市鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、蛸の浜町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町及び佐原一丁目から四丁目まで

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第117号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市磯鶏、高浜及び金浜地先(宮古浦)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯39度36.981分、東経141度57.818分

イ点 北緯39度36.906分、東経141度57.866分

ウ点 北緯39度37.032分、東経141度58.040分

エ点 北緯39度36.740分、東経141度58.393分

オ点 北緯39度36.251分、東経141度57.880分

カ点 北緯39度35.643分、東経141度57.076分

キ点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分

ク点 北緯39度36.331分、東経141度57.322分

ケ点 北緯39度36.257分、東経141度57.474分

コ点 北緯39度36.054分、東経141度57.243分

サ点 北緯39度36.002分、東経141度57.315分

- シ点 北緯39度36.006分、東経141度57.349分
- ス点 北緯39度35.950分、東経141度57.284分
- セ点 北緯39度36.007分、東経141度57.201分
- ソ点 北緯39度35.865分、東経141度57.045分
- タ点 北緯39度35.982分、東経141度56.832分

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

3 条件

- (1) 養殖施設を設置する場合は、神林及び高浜漁港に出入港する船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。
- (2) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第118号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市津軽石及び赤前地先（津軽石前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度35.358分、東経141度56.753分
- イ点 北緯39度35.635分、東経141度57.183分
- ウ点 北緯39度36.227分、東経141度57.936分
- エ点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分

2 地元地区 宮古市津軽石及び赤前

公示番号 一区第119号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度36.114分、東経141度58.132分
- イ点 北緯39度36.227分、東経141度57.936分



ウ点 北緯39度36.717分、東経141度58.420分

エ点 北緯39度36.569分、東経141度58.593分

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

公示番号 一区第120号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.699分、東経141度58.442分

イ点 北緯39度36.845分、東経141度58.265分

ウ点 北緯39度37.577分、東経141度59.041分

エ点 北緯39度37.525分、東経141度59.102分

オ点 北緯39度37.315分、東経141度58.892分

カ点 北緯39度37.155分、東経141度59.145分

キ点 北緯39度36.996分、東経141度58.990分

ク点 北緯39度37.149分、東経141度58.730分

ケ点 北緯39度36.979分、東経141度58.537分

コ点 北緯39度36.944分、東経141度58.586分

サ点 北緯39度36.904分、東経141度58.548分

シ点 北緯39度36.854分、東経141度58.628分

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

3 条件

(1) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

(2) イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第121号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂宿地先(宿前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度37.706分、東経142度1.653分

イ点 北緯39度37.760分、東経142度1.952分

ウ点 北緯39度37.815分、東経142度1.936分

エ点 北緯39度37.842分、東経142度2.148分

オ点 北緯39度37.349分、東経142度2.278分

カ点 北緯39度37.321分、東経142度2.069分

キ点 北緯39度37.463分、東経142度2.031分

ク点 北緯39度37.411分、東経142度1.730分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第122号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂鵜磯地先(鵜磯前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度37.290分、東経142度1.740分

イ点 北緯39度37.289分、東経142度1.921分

ウ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分

エ点 北緯39度36.894分、東経142度1.772分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第123号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市音部地先（音部前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.442分、東経142度2.060分

イ点 北緯39度36.519分、東経142度2.471分

ウ点 北緯39度36.609分、東経142度2.434分

エ点 北緯39度36.690分、東経142度2.819分

オ点 北緯39度36.142分、東経142度2.974分

カ点 北緯39度36.056分、東経142度2.480分

キ点 北緯39度36.179分、東経142度2.449分

ク点 北緯39度36.120分、東経142度2.151分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、ウ、エ、オ、カ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第124号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂地先（重茂前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度35.640分、東経142度2.056分

イ点 北緯39度35.808分、東経142度2.551分

ウ点 北緯39度35.803分、東経142度3.010分

エ点 北緯39度35.099分、東経142度3.261分

オ点 北緯39度34.810分、東経142度2.772分

カ点 北緯39度34.670分、東経142度2.395分

キ点 北緯39度35.081分、東経142度2.156分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第125号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂種刺地先（種刺前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度33.761分、東経142度3.629分

イ点 北緯39度33.868分、東経142度3.554分

ウ点 北緯39度34.108分、東経142度3.687分

エ点 北緯39度34.179分、東経142度3.829分

オ点 北緯39度33.929分、東経142度3.985分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第126号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先（姉吉前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分

イ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分

ウ点 北緯39度31.751分、東経142度3.587分

エ点 北緯39度31.777分、東経142度3.594分

オ点 北緯39度31.805分、東経142度3.464分

カ点 北緯39度31.834分、東経142度3.473分

キ点 北緯39度31.875分、東経142度3.319分

ク点 北緯39度31.933分、東経142度3.338分

ケ点 北緯39度31.876分、東経142度3.632分

コ点 北緯39度31.978分、東経142度3.671分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第127号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂千鶏地先(千鶏前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度31.361分、東経142度3.012分

イ点 北緯39度30.964分、東経142度2.465分

ウ点 北緯39度31.106分、東経142度2.181分

エ点 北緯39度31.189分、東経142度2.103分

オ点 北緯39度31.387分、東経142度2.315分

カ点 北緯39度31.637分、東経142度2.797分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第128号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先(布前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.891分、東経142度2.445分

イ点 北緯39度30.467分、東経142度2.109分

ウ点 北緯39度30.578分、東経142度1.867分

エ点 北緯39度30.838分、東経142度2.046分

オ点 北緯39度30.897分、東経142度1.996分

カ点 北緯39度31.060分、東経142度2.086分

- 2 地元地区 宮古市重茂及び音部並びに下閉伊郡山田町（大沢、織笠及び船越を除く。）
- 3 条件 ア、イ及びウの各点並びにアとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第129号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂白ヶ崎地先（白ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度30.463分、東経142度2.105分
- イ点 北緯39度30.149分、東経142度1.858分
- ウ点 北緯39度30.250分、東経142度1.624分
- エ点 北緯39度30.574分、東経142度1.863分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

- 3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第130号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先（沖川代前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度29.977分、東経142度1.051分
- イ点 北緯39度29.915分、東経142度1.221分
- ウ点 北緯39度29.817分、東経142度1.117分
- エ点 北緯39度29.884分、東経142度0.950分

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

- 3 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第131号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先（岸川代前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度29.988分、東経142度1.026分

イ点 北緯39度29.894分、東経142度0.925分

ウ点 北緯39度29.961分、東経142度0.758分

エ点 北緯39度30.053分、東経142度0.858分

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

公示番号 一区第132号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢松島地先（船隠）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.994分、東経142度0.914分

イ点 北緯39度29.241分、東経142度0.888分

ウ点 北緯39度29.273分、東経142度0.993分

エ点 北緯39度29.039分、東経142度1.052分

オ点 北緯39度28.876分、東経142度0.890分

カ点 北緯39度28.856分、東経142度0.797分

キ点 北緯39度28.948分、東経142度0.783分

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第133号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢浜川目地先（浜川目）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分

イ点 北緯39度28.587分、東経142度0.138分

ウ点 北緯39度28.599分、東経142度0.087分

エ点 北緯39度28.443分、東経141度59.631分

オ点 北緯39度28.296分、東経141度59.369分

カ点 北緯39度28.290分、東経141度59.308分

キ点 北緯39度28.593分、東経141度59.016分

ク点 北緯39度28.710分、東経141度59.228分

ケ点 北緯39度28.829分、東経141度59.048分

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件

(1) オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 一区第134号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（大沢前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域



- ア点 北緯39度28.796分、東経141度58.089分
- イ点 北緯39度28.717分、東経141度58.158分
- ウ点 北緯39度28.779分、東経141度58.696分
- エ点 北緯39度28.275分、東経141度59.192分
- オ点 北緯39度28.147分、東経141度58.056分
- カ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分
- キ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分
- ク点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件

- (1) ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 船舶の航路として100メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 一区第135号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町北浜町地先（山田前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度28.559分、東経141度57.582分
- イ点 北緯39度28.399分、東経141度57.611分
- ウ点 北緯39度28.302分、東経141度57.969分
- エ点 北緯39度28.232分、東経141度58.008分
- オ点 北緯39度28.096分、東経141度57.847分
- カ点 北緯39度28.073分、東経141度57.504分
- キ点 北緯39度28.252分、東経141度57.464分
- ク点 北緯39度28.318分、東経141度57.331分

2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第12地割から第14地割まで

3 条件 オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第136号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町飯岡地先（大島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.923分、東経141度57.599分

イ点 北緯39度27.967分、東経141度57.806分

ウ点 北緯39度28.092分、東経141度59.032分

エ点 北緯39度27.860分、東経141度59.192分

オ点 北緯39度27.644分、東経141度58.490分

カ点 北緯39度27.616分、東経141度58.136分

キ点 北緯39度27.660分、東経141度57.935分

ク点 北緯39度27.783分、東経141度57.670分

2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第12地割から第14地割まで

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第137号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町境田町地先（伝作）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.636分、東経141度57.692分

イ点 北緯39度27.560分、東経141度57.995分

ウ点 北緯39度27.536分、東経141度57.686分

- 2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第12地割から第14地割まで
- 3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第138号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠細浦地先(細浦)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度27.536分、東経141度57.686分  
 イ点 北緯39度27.560分、東経141度57.995分  
 ウ点 北緯39度27.514分、東経141度58.201分  
 エ点 北緯39度27.271分、東経141度57.847分  
 オ点 北緯39度27.298分、東経141度57.712分

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

- 3 条件 ウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第139号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠地先(織笠前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度27.138分、東経141度57.822分

- イ点 北緯39度27.539分、東経141度58.319分
- ウ点 北緯39度27.535分、東経141度58.567分
- エ点 北緯39度27.467分、東経141度59.132分
- オ点 北緯39度27.052分、東経141度58.671分
- カ点 北緯39度27.061分、東経141度58.646分
- キ点 北緯39度26.970分、東経141度58.577分
- ク点 北緯39度27.078分、東経141度58.337分
- ケ点 北緯39度26.972分、東経141度58.208分

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

3 条件 イ及びエの各点並びにアとイ及びエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第140号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠小島地先（小島沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度27.577分、東経141度58.684分
- イ点 北緯39度27.777分、東経141度59.227分
- ウ点 北緯39度27.611分、東経141度59.360分
- エ点 北緯39度27.509分、東経141度59.194分

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第141号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（岸浦の浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.972分、東経141度58.208分

イ点 北緯39度27.078分、東経141度58.337分

ウ点 北緯39度26.722分、東経141度59.090分

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠及び船越

公示番号 一区第142号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（沖浦の浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.970分、東経141度58.577分

イ点 北緯39度27.061分、東経141度58.646分

ウ点 北緯39度26.948分、東経141度58.875分

エ点 北緯39度26.861分、東経141度58.804分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

公示番号 一区第143号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越半崎地先（大浦崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.722分、東経141度59.090分

イ点 北緯39度26.861分、東経141度58.804分

ウ点 北緯39度26.948分、東経141度58.875分

エ点 北緯39度27.000分、東経141度58.780分

オ点 北緯39度27.228分、東経141度59.024分

カ点 北緯39度27.518分、東経141度59.467分

キ点 北緯39度27.241分、東経141度59.918分

ク点 北緯39度27.156分、東経142度0.008分

ケ点 北緯39度27.005分、東経142度0.067分

コ点 北緯39度26.930分、東経141度59.935分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで

3 条件 オ、カ、キ、ク及びケの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第144号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	なまこ垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大浦地先（垂水）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.099分、東経142度0.775分

イ点 北緯39度28.237分、東経142度0.668分

ウ点 北緯39度28.546分、東経142度1.276分

エ点 北緯39度28.408分、東経142度1.388分

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢、境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田、織笠、船越第6地割及び船越第18地割から第23地割まで

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第145号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越宿前地先（宿前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度26.395分、東経142度2.720分

イ点 北緯39度26.400分、東経142度2.897分

ウ点 北緯39度25.975分、東経142度2.918分

エ点 北緯39度25.967分、東経142度2.744分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第146号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦小谷島地先（小谷島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分

イ点 北緯39度24.994分、東経142度1.186分

ウ点 北緯39度24.914分、東経142度1.059分

エ点 北緯39度24.746分、東経142度1.089分

オ点 北緯39度24.650分、東経142度0.744分

カ点 北緯39度24.792分、東経142度0.693分

キ点 北緯39度24.847分、東経142度0.712分

ク点 北緯39度25.298分、東経142度0.518分

ケ点 北緯39度25.489分、東経142度0.904分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第18地割から第23地割まで

3 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第147号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（深入江）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.795分、東経142度0.664分

イ点 北緯39度24.764分、東経142度0.693分

ウ点 北緯39度24.639分、東経142度0.713分

エ点 北緯39度24.611分、東経142度0.495分

オ点 北緯39度24.768分、東経142度0.483分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第148号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（沖大島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.291分、東経142度0.238分

イ点 北緯39度24.236分、東経142度0.464分

ウ点 北緯39度23.941分、東経142度0.313分

エ点 北緯39度23.997分、東経142度0.080分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第149号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大島前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.059分、東経141度59.606分

イ点 北緯39度24.043分、東経141度59.594分

ウ点 北緯39度24.411分、東経141度59.251分

エ点 北緯39度24.425分、東経141度59.851分

オ点 北緯39度24.394分、東経141度59.911分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第150号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期



漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	まつも養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(船越長崎前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.337分、東経141度58.536分

イ点 北緯39度25.331分、東経141度58.657分

ウ点 北緯39度25.225分、東経141度58.803分

エ点 北緯39度25.075分、東経141度58.839分

オ点 北緯39度24.709分、東経141度58.483分

カ点 北緯39度24.783分、東経141度57.913分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

3 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第151号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(大沢川前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.001分、東経141度58.833分

イ点 北緯39度23.603分、東経141度58.663分

ウ点 北緯39度23.907分、東経141度57.507分

エ点 北緯39度24.086分、東経141度57.587分

オ点 北緯39度24.046分、東経141度57.765分

カ点 北緯39度24.537分、東経141度57.990分

キ点 北緯39度24.506分、東経141度58.106分

ク点 北緯39度24.745分、東経141度58.210分

ケ点 北緯39度24.701分、東経141度58.413分

コ点 北緯39度24.338分、東経141度58.249分

サ点 北緯39度24.271分、東経141度58.367分

シ点 北緯39度24.218分、東経141度58.342分

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで

- 3 条件 ア、イ、ケ、コ、サ及びシの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア点の最寄りの施設にあつては綠色標識灯、イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第201号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先（浪板）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度23.787分、東経141度57.775分  
 イ点 北緯39度23.658分、東経141度58.266分  
 ウ点 北緯39度23.343分、東経141度57.921分  
 エ点 北緯39度22.674分、東経141度56.986分  
 オ点 北緯39度22.932分、東経141度56.732分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

- 3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第202号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先（四十八坂）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度23.908分、東経141度57.314分  
 イ点 北緯39度23.787分、東経141度57.775分  
 ウ点 北緯39度22.932分、東経141度56.732分  
 エ点 北緯39度23.193分、東経141度56.677分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

- 3 条件 ア及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第203号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.391分、東経141度57.114分

イ点 北緯39度22.434分、東経141度57.019分

ウ点 北緯39度22.536分、東経141度57.027分

エ点 北緯39度22.722分、東経141度57.245分

オ点 北緯39度22.886分、東経141度57.531分

カ点 北緯39度22.621分、東経141度57.581分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（仲網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.621分、東経141度57.581分

イ点 北緯39度22.886分、東経141度57.531分

ウ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分

エ点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第205号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度22.937分、東経141度58.297分
- イ点 北緯39度23.020分、東経141度58.587分
- ウ点 北緯39度22.922分、東経141度58.871分
- エ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分
- オ点 北緯39度22.701分、東経141度58.242分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第206号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜地先（湾北部）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度22.424分、東経141度58.244分
- イ点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分
- ウ点 北緯39度22.078分、東経141度58.548分
- エ点 北緯39度21.238分、東経141度57.940分
- オ点 北緯39度21.053分、東経141度57.669分
- カ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分
- キ点 北緯39度21.002分、東経141度56.765分
- ク点 北緯39度21.370分、東経141度57.587分
- ケ点 北緯39度21.631分、東経141度57.616分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第207号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先（大蔵松）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分
- イ点 北緯39度20.854分、東経141度56.853分
- ウ点 北緯39度20.737分、東経141度56.378分
- エ点 北緯39度20.759分、東経141度56.091分
- オ点 北緯39度20.906分、東経141度56.077分
- カ点 北緯39度20.894分、東経141度56.344分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第208号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町安渡地先(組合前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度20.917分、東経141度54.876分
- イ点 北緯39度21.051分、東経141度55.235分
- ウ点 北緯39度20.911分、東経141度55.503分
- エ点 北緯39度20.700分、東経141度55.731分
- オ点 北緯39度20.618分、東経141度55.645分
- カ点 北緯39度20.561分、東経141度55.259分
- キ点 北緯39度20.691分、東経141度54.995分
- ク点 北緯39度20.731分、東経141度54.913分

2 地元地区 上閉伊郡大槌町(吉里吉里を除く。)

3 条件 イ、ウ、エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設にあっては、緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第209号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市片岸町室浜地先(雀島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度20.731分、東経141度54.913分
- イ点 北緯39度20.691分、東経141度54.995分
- ウ点 北緯39度20.561分、東経141度55.259分
- エ点 北緯39度20.405分、東経141度55.015分
- オ点 北緯39度20.463分、東経141度54.820分
- カ点 北緯39度20.543分、東経141度54.724分
- キ点 北緯39度20.651分、東経141度54.728分

2 地元地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

3 条件 エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第210号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市片岸町地先（カロード）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度20.449分、東経141度54.674分
- イ点 北緯39度20.327分、東経141度54.699分
- ウ点 北緯39度20.291分、東経141度54.423分
- エ点 北緯39度20.412分、東経141度54.397分

2 地元地区 釜石市片岸町

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第211号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市鶴住居町根浜地先（根浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度19.627分、東経141度54.382分

- イ点 北緯39度19.681分、東経141度54.375分
- ウ点 北緯39度19.690分、東経141度54.207分
- エ点 北緯39度20.186分、東経141度54.187分
- オ点 北緯39度20.260分、東経141度54.823分
- カ点 北緯39度19.944分、東経141度54.879分
- キ点 北緯39度19.970分、東経141度54.712分
- ク点 北緯39度19.869分、東経141度54.663分
- ケ点 北緯39度19.852分、東経141度54.554分
- コ点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分

2 地元地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

3 条件 エ及びオの各点並びにオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第212号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市鶴住居町早障子地先（早障子）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度19.702分、東経141度54.582分
- イ点 北緯39度19.970分、東経141度54.712分
- ウ点 北緯39度19.944分、東経141度54.879分
- エ点 北緯39度19.582分、東経141度54.839分

2 地元地区 釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで及び鶴住居町

3 条件 ウ点及びウとエを結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第213号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町平磯地先（平磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度19.594分、東経141度54.945分

イ点 北緯39度19.879分、東経141度54.976分

ウ点 北緯39度20.151分、東経141度55.266分

エ点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分

2 地元地区 釜石市箱崎町第5地割から第12地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第214号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町地先（ハッ神）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度19.969分、東経141度55.388分

イ点 北緯39度20.261分、東経141度55.513分

ウ点 北緯39度20.175分、東経141度56.170分

エ点 北緯39度20.160分、東経141度56.163分

オ点 北緯39度19.966分、東経141度56.403分

カ点 北緯39度19.838分、東経141度56.311分

キ点 北緯39度19.900分、東経141度56.044分

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 イ、ウ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第215号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（黒磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.007分、東経141度56.565分

イ点 北緯39度20.180分、東経141度56.349分

ウ点 北緯39度20.386分、東経141度56.610分

エ点 北緯39度20.184分、東経141度56.811分



2 地元地区 釜石市箱崎町第1地割から第3地割まで

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びイの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第216号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（明神崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.271分、東経141度56.833分

イ点 北緯39度20.441分、東経141度56.694分

ウ点 北緯39度20.551分、東経141度57.000分

エ点 北緯39度20.677分、東経141度57.645分

オ点 北緯39度20.507分、東経141度57.630分

カ点 北緯39度20.412分、東経141度57.186分

キ点 北緯39度20.378分、東経141度57.137分

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第217号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町元網浜地先（元網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.434分、東経141度57.624分

イ点 北緯39度20.693分、東経141度57.712分

ウ点 北緯39度20.871分、東経141度58.586分

エ点 北緯39度20.728分、東経141度58.809分

オ点 北緯39度20.667分、東経141度58.821分

2 地元地区 釜石市箱崎町、片岸町及び鶴住居町並びに上閉伊郡大槌町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第218号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町仮宿地先(仮宿)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.784分、東経141度58.214分

イ点 北緯39度18.398分、東経141度57.893分

ウ点 北緯39度18.135分、東経141度56.590分

エ点 北緯39度18.505分、東経141度56.242分

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第219号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町黒崎地先(黒崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.601分、東経141度56.012分

イ点 北緯39度18.201分、東経141度55.927分

ウ点 北緯39度18.053分、東経141度55.207分

エ点 北緯39度18.031分、東経141度54.973分

オ点 北緯39度18.140分、東経141度54.411分

カ点 北緯39度18.344分、東経141度54.504分

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識

灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第220号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町桑の浜地先(下り松)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.509分、東経141度54.343分

イ点 北緯39度18.418分、東経141度54.330分

ウ点 北緯39度18.300分、東経141度54.214分

エ点 北緯39度18.213分、東経141度53.990分

オ点 北緯39度18.294分、東経141度53.831分

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第221号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市両石町地先(七ツヤ)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線及び点キとクを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.309分、東経141度53.495分

イ点 北緯39度18.230分、東経141度53.519分

ウ点 北緯39度18.013分、東経141度54.661分

エ点 北緯39度17.841分、東経141度55.215分

オ点 北緯39度17.643分、東経141度55.129分

カ点 北緯39度17.543分、東経141度54.256分

キ点 北緯39度18.239分、東経141度53.308分

ク点 北緯39度18.074分、東経141度53.477分

2 地元地区 釜石市両石町

3 条件 ウ、エ及びオの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第222号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市八ツ木地先（白崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度17.274分、東経141度55.987分

イ点 北緯39度17.249分、東経141度56.233分

ウ点 北緯39度16.384分、東経141度56.176分

エ点 北緯39度16.344分、東経141度55.838分

オ点 北緯39度16.773分、東経141度55.717分

カ点 北緯39度16.819分、東経141度55.929分

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第223号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田第6地割地先（垂水）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.922分、東経141度53.870分

イ点 北緯39度14.973分、東経141度53.932分

ウ点 北緯39度15.114分、東経141度54.252分

エ点 北緯39度15.198分、東経141度54.451分

オ点 北緯39度14.997分、東経141度54.726分

カ点 北緯39度14.895分、東経141度54.820分

2 地元地区 釜石市大字平田第1地割から第6地割まで

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第224号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田第7地割地先(石浜)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.807分、東経141度54.913分

イ点 北緯39度14.740分、東経141度55.103分

ウ点 北緯39度14.355分、東経141度55.210分

2 地元地区 釜石市大字平田第7地割から第9地割まで

3 条件 イ点及びイとウ点の各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第225号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田白浜及び青出浜地先(白浜沖)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.380分、東経141度55.233分

イ点 北緯39度15.047分、東経141度55.057分

ウ点 北緯39度15.171分、東経141度55.884分

エ点 北緯39度14.944分、東経141度56.068分

オ点 北緯39度14.979分、東経141度56.227分

カ点 北緯39度14.891分、東経141度56.296分

2 地元地区 釜石市(片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。)

3 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び600メートルの点の最寄りの施設並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から350メートルの点及び600メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第226号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田地先（カタマエ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.891分、東経141度56.296分

イ点 北緯39度15.081分、東経141度56.386分

ウ点 北緯39度15.214分、東経141度57.285分

エ点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第227号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（佐須）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度13.113分、東経141度56.542分

イ点 北緯39度13.105分、東経141度56.479分

ウ点 北緯39度12.977分、東経141度56.369分

エ点 北緯39度13.102分、東経141度55.843分

オ点 北緯39度13.181分、東経141度55.696分

カ点 北緯39度13.224分、東経141度55.646分

キ点 北緯39度13.273分、東経141度55.624分

2 地元地区 釜石市大字平田第9地割

3 条件 ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第228号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（かつお島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度13.026分、東経141度55.906分
- イ点 北緯39度12.829分、東経141度56.487分
- ウ点 北緯39度12.553分、東経141度56.256分
- エ点 北緯39度12.905分、東経141度55.800分

2 地元地区 釜石市大字平田第9地割

3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第229号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先(桐ヶ柵)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度12.830分、東経141度55.699分
- イ点 北緯39度12.388分、東経141度55.958分
- ウ点 北緯39度11.933分、東経141度54.258分
- エ点 北緯39度12.286分、東経141度53.848分
- オ点 北緯39度12.354分、東経141度53.901分
- カ点 北緯39度12.317分、東経141度53.952分
- キ点 北緯39度12.268分、東経141度54.124分

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ及びエの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第230号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先(本郷、小白浜)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度12.247分、東経141度53.615分
- イ点 北緯39度12.241分、東経141度53.802分

- ウ点 北緯39度12.051分、東経141度53.955分
- エ点 北緯39度11.632分、東経141度54.010分
- オ点 北緯39度11.587分、東経141度53.571分
- カ点 北緯39度11.655分、東経141度53.254分
- キ点 北緯39度12.296分、東経141度52.105分

2 地元地区 釜石市唐丹町

- 3 条件 イ、ウ、エ、オ及びカの各点並びにカとキの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯（イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第231号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（荒川）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度12.292分、東経141度51.926分
- イ点 北緯39度11.955分、東経141度52.558分
- ウ点 北緯39度11.296分、東経141度53.501分
- エ点 北緯39度10.866分、東経141度53.551分

2 地元地区 釜石市唐丹町

- 3 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第232号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（嫁ヶ崎、石浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度11.097分、東経141度53.667分
- イ点 北緯39度11.463分、東経141度53.621分



ウ点 北緯39度11.596分、東経141度54.792分

エ点 北緯39度11.220分、東経141度54.852分

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点及びイトウの各点を結ぶ直線を3等分した2点のうちイ点に近い方の点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第301号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（十二役）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分

イ点 北緯39度8.510分、東経141度53.096分

ウ点 北緯39度8.585分、東経141度51.918分

エ点 北緯39度9.147分、東経141度51.822分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ及びウの各点にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第302号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（吉浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度8.972分、東経141度51.783分

イ点 北緯39度8.209分、東経141度51.758分

ウ点 北緯39度8.254分、東経141度51.333分

エ点 北緯39度8.551分、東経141度50.999分

オ点 北緯39度9.178分、東経141度50.816分

カ点 北緯39度9.385分、東経141度51.325分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

- 3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（アとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（鳥居島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度8.210分、東経141度51.760分

イ点 北緯39度8.499分、東経141度51.767分

ウ点 北緯39度8.370分、東経141度53.079分

エ点 北緯39度7.792分、東経141度52.609分

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

- 3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第304号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（沖方）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.882分、東経141度54.316分

イ点 北緯39度5.441分、東経141度54.416分

ウ点 北緯39度5.290分、東経141度54.260分

エ点 北緯39度4.828分、東経141度53.351分

オ点 北緯39度5.093分、東経141度53.114分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

- 3 条件 イ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第305号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(天童)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.485分、東経141度52.677分

イ点 北緯39度5.192分、東経141度52.223分

ウ点 北緯39度5.482分、東経141度51.332分

エ点 北緯39度5.739分、東経141度51.529分

オ点 北緯39度5.779分、東経141度51.656分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第306号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(松ヶ崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.181分、東経141度51.388分

イ点 北緯39度6.026分、東経141度51.365分

ウ点 北緯39度5.849分、東経141度51.265分

エ点 北緯39度5.562分、東経141度51.189分

オ点 北緯39度5.884分、東経141度50.379分

カ点 北緯39度6.186分、東経141度50.319分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第307号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（浪板）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.191分、東経141度50.268分

イ点 北緯39度6.002分、東経141度50.040分

ウ点 北緯39度6.451分、東経141度49.186分

エ点 北緯39度6.711分、東経141度49.093分

オ点 北緯39度6.700分、東経141度49.266分

カ点 北緯39度6.243分、東経141度49.969分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ及びウの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第308号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（館ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.096分、東経141度48.787分

イ点 北緯39度6.213分、東経141度48.817分

ウ点 北緯39度6.196分、東経141度48.928分

エ点 北緯39度6.412分、東経141度48.991分

オ点 北緯39度5.601分、東経141度50.628分

カ点 北緯39度5.460分、東経141度50.565分

キ点 北緯39度5.618分、東経141度49.509分

ク点 北緯39度5.596分、東経141度49.073分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標

識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第309号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(松島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.197分、東経141度48.831分

イ点 北緯39度5.526分、東経141度48.903分

ウ点 北緯39度5.591分、東経141度49.431分

エ点 北緯39度5.586分、東経141度49.496分

オ点 北緯39度5.432分、東経141度49.541分

カ点 北緯39度5.184分、東経141度49.357分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びエの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第310号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(尾入)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.259分、東経141度49.616分

イ点 北緯39度5.324分、東経141度49.828分

ウ点 北緯39度5.510分、東経141度49.877分

エ点 北緯39度5.338分、東経141度51.031分

オ点 北緯39度4.989分、東経141度50.958分

カ点 北緯39度5.161分、東経141度49.582分

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 ア、ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設及びオとカ

の各点を結ぶ直線上オ点から1,140メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から1,000メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第311号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	いがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（二浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.139分、東経141度49.445分

イ点 北緯39度5.162分、東経141度49.449分

ウ点 北緯39度4.899分、東経141度51.539分

エ点 北緯39度4.617分、東経141度51.494分

オ点 北緯39度4.531分、東経141度51.818分

カ点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ウ及びエの各点並びにイトウの各点を結ぶ直線上イ点から1,060メートル及び2,200メートルの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イトウの各点を結ぶ直線上イ点から2,200メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第312号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（綾里湾）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度3.556分、東経141度51.819分

イ点 北緯39度3.124分、東経141度51.796分

ウ点 北緯39度3.035分、東経141度51.207分

エ点 北緯39度2.297分、東経141度50.868分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第313号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(籠丸)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.572分、東経141度50.836分

イ点 北緯39度1.224分、東経141度51.025分

ウ点 北緯39度1.215分、東経141度50.424分

エ点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分

オ点 北緯39度1.480分、東経141度50.162分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第314号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(大盤行)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.528分、東経141度49.713分

イ点 北緯39度1.165分、東経141度49.912分

ウ点 北緯39度1.145分、東経141度49.241分

エ点 北緯39度1.346分、東経141度49.108分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第315号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（常陸かまつ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.496分、東経141度48.739分

イ点 北緯39度1.244分、東経141度48.695分

ウ点 北緯39度0.895分、東経141度47.664分

エ点 北緯39度1.134分、東経141度47.390分

オ点 北緯39度1.440分、東経141度47.307分

カ点 北緯39度1.920分、東経141度47.534分

キ点 北緯39度2.366分、東経141度47.751分

ク点 北緯39度2.336分、東経141度47.869分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第316号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大崖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.316分、東経141度47.594分

イ点 北緯39度2.302分、東経141度47.653分

ウ点 北緯39度1.102分、東経141度47.075分

エ点 北緯39度1.612分、東経141度46.612分

オ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

カ点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線上イ点から1,690メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点及びイとウの各点を結ぶ直線上イ点から1,690メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。



公示番号 一区第317号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（重根）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.054分、東経141度46.240分

イ点 北緯39度1.991分、東経141度46.252分

ウ点 北緯39度1.593分、東経141度46.584分

エ点 北緯39度1.064分、東経141度47.054分

オ点 北緯39度0.657分、東経141度45.947分

カ点 北緯39度0.808分、東経141度45.350分

キ点 北緯39度1.114分、東経141度45.263分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（カ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第318号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（千丸）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分

イ点 北緯39度0.933分、東経141度45.192分

ウ点 北緯39度0.996分、東経141度44.994分

エ点 北緯39度1.023分、東経141度44.988分

オ点 北緯39度1.212分、東経141度44.148分

カ点 北緯39度1.185分、東経141度44.077分

キ点 北緯39度1.366分、東経141度44.117分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

- 3 条件 イ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第319号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（蝸の浦）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.317分、東経141度43.996分

イ点 北緯39度1.202分、東経141度43.960分

ウ点 北緯39度1.343分、東経141度43.732分

エ点 北緯39度1.745分、東経141度43.575分

オ点 北緯39度2.186分、東経141度43.932分

カ点 北緯39度2.402分、東経141度43.885分

キ点 北緯39度2.513分、東経141度44.163分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

- 3 条件 ウ、エ、オ及びカの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線上オ点から410メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第320号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（清水）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.513分、東経141度44.163分

イ点 北緯39度2.402分、東経141度43.885分

ウ点 北緯39度2.781分、東経141度43.845分

エ点 北緯39度2.839分、東経141度43.974分

オ点 北緯39度2.884分、東経141度44.093分

カ点 北緯39度2.905分、東経141度44.163分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 ウ点及びイとウの各点を結ぶ直線上ウ点から320メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第321号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(珊瑚島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.292分、東経141度43.689分

イ点 北緯39度2.298分、東経141度43.705分

ウ点 北緯39度2.579分、東経141度43.668分

エ点 北緯39度2.581分、東経141度43.684分

オ点 北緯39度2.309分、東経141度43.746分

カ点 北緯39度2.268分、東経141度43.747分

キ点 北緯39度2.203分、東経141度43.742分

ク点 北緯39度2.070分、東経141度43.651分

ケ点 北緯39度2.056分、東経141度43.613分

コ点 北緯39度2.056分、東経141度43.565分

サ点 北緯39度2.099分、東経141度43.608分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 エ、キ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第322号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(琵琶島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.905分、東経141度44.163分

イ点 北緯39度2.884分、東経141度44.093分

ウ点 北緯39度2.839分、東経141度43.974分

エ点 北緯39度2.781分、東経141度43.845分

オ点 北緯39度2.914分、東経141度43.838分

カ点 北緯39度2.962分、東経141度44.045分

キ点 北緯39度3.021分、東経141度44.118分

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 オ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第323号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先(珊瑚島西側)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.292分、東経141度43.689分

イ点 北緯39度2.298分、東経141度43.705分

ウ点 北緯39度2.579分、東経141度43.668分

エ点 北緯39度2.580分、東経141度43.648分

オ点 北緯39度2.358分、東経141度43.567分

カ点 北緯39度2.057分、東経141度43.548分

キ点 北緯39度2.056分、東経141度43.565分

ク点 北緯39度2.099分、東経141度43.608分

2 地元地区 大船渡市大船渡町

3 条件 エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第324号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先(下船渡)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度2.166分、東経141度43.266分
- イ点 北緯39度2.145分、東経141度43.301分
- ウ点 北緯39度2.150分、東経141度43.343分
- エ点 北緯39度2.140分、東経141度43.410分
- オ点 北緯39度2.039分、東経141度43.405分
- カ点 北緯39度1.785分、東経141度43.306分
- キ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分
- ク点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分

2 地元地区 大船渡市大船渡町

3 条件 エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第325号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがいがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(船河原)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度1.606分、東経141度42.704分
- イ点 北緯39度1.657分、東経141度43.191分
- ウ点 北緯39度1.563分、東経141度43.172分
- エ点 北緯39度1.396分、東経141度43.124分
- オ点 北緯39度1.266分、東経141度43.100分
- カ点 北緯39度1.373分、東経141度42.893分
- キ点 北緯39度1.392分、東経141度42.746分
- ク点 北緯39度1.342分、東経141度42.720分

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第326号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	えぞいしかげがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（小細浦）

(3) 漁場の区域 次の点ア及びイの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.150分、東経141度43.117分

イ点 北緯39度0.986分、東経141度43.215分

2 地元地区 大船渡市末崎町

公示番号 一区第327号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（片頭）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.070分、東経141度43.214分

イ点 北緯39度1.127分、東経141度43.192分

ウ点 北緯39度1.227分、東経141度43.239分

エ点 北緯39度1.240分、東経141度43.436分

オ点 北緯39度1.044分、東経141度43.848分

カ点 北緯39度0.860分、東経141度43.788分

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第328号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(末崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から点キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯39度0.858分、東経141度43.904分

イ点 北緯39度1.037分、東経141度43.963分

ウ点 北緯38度59.882分、東経141度45.338分

エ点 北緯38度58.037分、東経141度45.325分

オ点 北緯38度59.137分、東経141度43.205分

カ点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

キ点 北緯38度59.703分、東経141度43.299分

ク点 北緯38度59.573分、東経141度43.320分

ケ点 北緯38度59.564分、東経141度43.231分

コ点 北緯38度59.695分、東経141度43.209分

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点及びウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第329号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先(只出)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.230分、東経141度42.802分

イ点 北緯38度59.114分、東経141度43.183分

ウ点 北緯38度58.016分、東経141度45.307分

エ点 北緯38度57.422分、東経141度44.912分

オ点 北緯38度58.963分、東経141度42.766分

カ点 北緯38度59.018分、東経141度42.639分

2 地元地区 陸前高田市小友町

3 条件 エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第330号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大野湾）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.790分、東経141度42.537分

イ点 北緯38度58.880分、東経141度42.659分

ウ点 北緯38度58.827分、東経141度42.866分

エ点 北緯38度58.252分、東経141度43.663分

オ点 北緯38度58.182分、東経141度42.791分

カ点 北緯38度58.054分、東経141度42.116分

キ点 北緯38度57.966分、東経141度42.225分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第331号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（根岬）



(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯38度58.066分、東経141度42.605分
- イ点 北緯38度58.129分、東経141度42.802分
- ウ点 北緯38度58.204分、東経141度43.731分
- エ点 北緯38度57.388分、東経141度44.879分
- オ点 北緯38度56.862分、東経141度44.716分
- カ点 北緯38度55.815分、東経141度43.660分
- キ点 北緯38度56.713分、東経141度42.600分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエ、カとキの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第332号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯38度56.295分、東経141度42.131分
- イ点 北緯38度55.597分、東経141度41.605分
- ウ点 北緯38度55.957分、東経141度40.987分
- エ点 北緯38度56.787分、東経141度40.426分
- オ点 北緯38度57.198分、東経141度41.256分
- カ点 北緯38度57.029分、東経141度41.325分
- キ点 北緯38度56.995分、東経141度41.349分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第333号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先 (大陽)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度57.235分、東経141度41.325分

イ点 北緯38度57.190分、東経141度40.185分

ウ点 北緯38度58.416分、東経141度39.357分

エ点 北緯38度58.744分、東経141度39.996分

オ点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯) を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第334号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先 (小友浦)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度58.810分、東経141度40.097分

イ点 北緯38度58.764分、東経141度39.980分

ウ点 北緯38度58.441分、東経141度39.338分

エ点 北緯38度58.868分、東経141度39.059分

オ点 北緯39度0.190分、東経141度40.453分

2 地元地区 陸前高田市小友町

- 3 条件 エ点及びエとオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第335号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先(米崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.211分、東経141度40.422分

イ点 北緯38度58.896分、東経141度39.029分

ウ点 北緯38度59.310分、東経141度38.706分

エ点 北緯39度0.416分、東経141度38.713分

2 地元地区 陸前高田市米崎町

- 3 条件 イ及びウの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第336号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先(松原)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.072分、東経141度38.017分

イ点 北緯38度59.675分、東経141度38.293分

ウ点 北緯38度59.725分、東経141度37.775分

エ点 北緯38度59.923分、東経141度37.635分

2 地元地区 陸前高田市気仙町

- 3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	とりがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先(長部)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.616分、東経141度37.788分

イ点 北緯38度59.544分、東経141度38.361分

ウ点 北緯38度58.312分、東経141度39.108分

エ点 北緯38度58.247分、東経141度37.899分

2 地元地区 陸前高田市気仙町

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。